

平成 3 0 年 第 1 回 定 例 会
群馬県後期高齢者医療広域連合議会
会 議 録

会 期

平成 3 0 年 2 月 1 3 日

群馬県後期高齢者医療広域連合議会

平成30年第1回群馬県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録目次

会期及び会場	1
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員氏名	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した広域連合事務局職員	2
開 会	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第 1 議席の指定	3
日程第 2 会議録署名議員の指名	4
日程第 3 会期の決定	4
日程第 4 同意第 1 号 監査委員の選任について	4
提案理由の説明 清水広域連合長	4
日程第 5 同意第 2 号 公平委員会の委員の選任について	5
提案理由の説明 清水広域連合長	5
日程第 6 議案第 1 号 群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例について	6
提案理由の説明 根岸事務局長	6
日程第 7 議案第 2 号 群馬県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について	7
提案理由の説明 根岸事務局長	7
日程第 8 議案第 3 号 群馬県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	8
提案理由の説明 根岸事務局長	8
日程第 9 議案第 4 号 群馬県後期高齢者医療広域連合臨時又は非常勤職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	9
提案理由の説明 根岸事務局長	9
日程第 10 議案第 5 号 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例について	10
提案理由の説明 根岸事務局長	11

日程第 1 1	議案第 6 号	群馬県後期高齢者医療広域連合第 3 次広域計画 の策定について	12
	提案理由の説明	根岸事務局長	12
日程第 1 2	議案第 7 号	平成 2 9 年度群馬県後期高齢者医療広域連合 一般会計補正予算（第 2 号）	
日程第 1 3	議案第 8 号	平成 2 9 年度群馬県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	
	以上 2 議案の一括上程		13
	提案理由の説明	清水広域連合長	13
	提案理由の詳細説明	根岸事務局長	14
日程第 1 4	議案第 9 号	平成 3 0 年度群馬県後期高齢者医療広域連合 一般会計予算	
日程第 1 5	議案第 1 0 号	平成 3 0 年度群馬県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計予算	
	以上 2 議案の一括上程		17
	提案理由の説明	清水広域連合長	17
	提案理由の詳細説明	根岸事務局長	18
日程第 1 6	議案第 1 1 号	権利の放棄について	22
	提案理由の説明	根岸事務局長	22
日程第 1 7	議案第 1 2 号	権利の放棄について	23
	提案理由の説明	根岸事務局長	23
閉 会			24
会議録署名議員			26
参考資料			
議案等審議結果一覧表			30

平成30年第1回群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

◎会期 1日：平成30年2月13日（火曜日）

◎会場 前橋市元総社町335番地8 群馬県市町村会館2階 大会議室

◎議事日程 第1号

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 議席の指定 |
| 日程第 2 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 3 | 会期の決定 |
| 日程第 4 | 同意第 1号 監査委員の選任について |
| 日程第 5 | 同意第 2号 公平委員会の委員の選任について |
| 日程第 6 | 議案第 1号 群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 2号 群馬県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 3号 群馬県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 4号 群馬県後期高齢者医療広域連合臨時又は非常勤職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第 5号 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第 6号 群馬県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の策定について |
| 日程第12 | 議案第 7号 平成29年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第13 | 議案第 8号 平成29年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第14 | 議案第 9号 平成30年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 |
| 日程第15 | 議案第10号 平成30年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第16 | 議案第11号 権利の放棄について |
| 日程第17 | 議案第12号 権利の放棄について |

◎本日の会議に付した事件

日程第1から日程第17まで

◎出席議員（19名）

1 番	金 井 清 一	2 番	笠 原 久
3 番	青 柳 隆	4 番	白 石 隆 夫
5 番	森 山 享 大	6 番	田 島 勉
7 番	町 田 正 行	8 番	星 野 稔
9 番	河 野 哲 雄	10 番	須 田 勝
11 番	冬 木 一 俊	12 番	大 塚 利 勝
13 番	齊 藤 盛 久	14 番	金 子 實
15 番	馬 場 周 二	16 番	仲 澤 太 郎
17 番	櫻 井 伸 一	18 番	林 喜 美 雄
19 番	青 木 満		

◎説明のため出席した者

広域連合長	清 水 聖 義		
事務局長	根 岸 努	事務局次長	外 所 康 信
管理課長	市 川 文 昭	給付課長	齋 藤 弘 光

◎職務のため出席した広域連合事務局職員

議会書記長	石 原 優 也	議会書記	高 橋 英 樹
議会書記	齊 藤 恒 実	主 幹	高 澤 仁 充
主 事	横 坂 翼	主 事	坂 牧 朋 哉
主 事	松 浦 翔	主 事	倉 品 隆 史

◎開 会

午後3時25分

○ 議長（森山享大議員）

ただいまの出席議員は19名で定足数に達しております。

これより平成30年第1回群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました第1号のとおりであります。

◎開 議

○ 議長（森山享大議員）

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸 般 の 報 告

○ 議長（森山享大議員）

議事日程に入る前に、議会書記から諸般の報告をいたします。

○ 議会書記（高橋英樹）

平成29年第2回定例会以降の諸般の報告を申し上げます。

はじめに、議会の議員の異動について申し上げます。

高崎市の逆瀬川義久議員と、林恒徳議員、選挙区分14下仁田町の佐藤勇二議員が辞職されましたので失職となりました。また、選挙区分13玉村町の高橋茂樹議員が任期満了で退任されました。また、新たに高崎市の青柳隆議員と、白石隆夫議員、選挙区分13吉岡町の馬場周二議員、選挙区分14上野村の仲澤太郎議員が当選されました。

次に、監査委員から平成29年6月から平成29年11月までの現金出納検査の結果報告及び定期監査の結果報告がありました。写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

また本日、広域連合長から追加議案として議案第12号の提出がありました。なお、本定例会の説明員として地方自治法第121条の規定により広域連合長等執行部の出席を求めていますのでご了承願います。以上でございます。

◎議 席 の 指 定

○ 議長（森山享大議員）

日程第1、議席の指定を行います。

今回新たに選出されました広域連合議会議員の議席については、ただいまご着席の議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○ 議長（森山享大議員）

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、8番星野稔議員、9番河野哲雄議員、以上の2名を指名いたします。

◎会期の決定

○ 議長（森山享大議員）

次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を、本日1日といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 議長（森山享大議員）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決まりました。

◎監査委員の選任

○ 議長（森山享大議員）

次に、日程第4、同意第1号「監査委員の選任について」を議題といたします。地方自治法第117条の規定により青柳議員の退席を求めます。

〔青柳議員退席〕

○ 議長（森山享大議員）

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（清水聖義）

監査委員選任提案についてご説明を申し上げます。お手元の議案書1ページをご覧ください。

広域連合の監査委員につきましては広域連合規約第16条の規定に基づきまして、2人となっており、1人は識見を有する者の内から1人は議員の内から、それぞれ議会の同意を得て選任することとされております。現在、議員の内から選任される監査委員が欠員となっておりますので、青柳隆議員を選任いたしたくご提案申し上げるものでございます。よろしくご審議の上ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（森山享大議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（森山享大議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（森山享大議員）

ないようですので、討論を終わります。

これより、同意第1号を採決いたします。本案は原案のとおり同意することにご異議
ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 議長（森山享大議員）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。青柳議員の入
場を求めます。

◎公平委員会の委員の選任

○ 議長（森山享大議員）

次に、日程第5、同意第2号「公平委員会の委員の選任について」を議題といたしま
す。

提出者からの説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（清水聖義）

ただいま上程されました同意第2号「公平委員会の委員の選任について」説明を申し
上げます。お手元の議案書、2ページでございます。

広域連合公平委員会委員につきましては、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基
づき、議会の同意を得て選任することとされております。現在、広域連合公平委員会委
員であります柳敏明氏が平成30年3月26日をもちまして任期満了となりますので、
後任の委員といたしまして人格が高潔で人事行政に関し幅広い識見を有しております山
田謙治氏を、広域連合公平委員会委員に選任いたしたく議会のご同意をお願いするもの
でございます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（森山享大議員）

ただいま、提出者からの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（森山享大議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（森山享大議員）

ないようですので、討論を終わります。

これより、同意第2号を採決いたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 議長（森山享大議員）

ご異議なしと認めます。よって、本案はこれを同意することに決しました。

◎ 条 例 議 案 の 上 程

○ 議長（森山享大議員）

次に、日程第6、議案第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（根岸努）

ただいま上程となりました、議案第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例について」提案理由のご説明を申し上げます。

議案書3ページ、議案第1号でございますが別冊説明資料3ページをご覧ください。

これは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な内容は、情報提供等記録の定義に条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め等があったときに、記録された特定個人情報を含めるための改正と、自己情報の訂正をした場合の通知先に条例事務関係情報照会者等を追加するための改正でございます。施行期日は、平成30年2月13日からいたします。

以上、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（森山享大議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（森山享大議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（森山享大議員）

ないようですので討論を終わります。

これより、議案第1号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（森山享大議員）

起立全員です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎ 条 例 議 案 の 上 程

○ 議長（森山享大議員）

次に、日程第7、議案第2号「群馬県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（根岸努）

ただいま上程となりました、議案第2号「群馬県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由のご説明を申し上げます。議案書4ページ、議案第2号でございますが別冊説明資料5ページをご覧ください。

これは地方公務員法の改正に伴い、人事行政の運営等の状況の公表に関する規定に「休業」が追加されたため新たに項目を追加するものでございます。

主な内容といたしましては第2条に規定する「任命権者の報告」に「職員の休業に関する状況」を追加するものでございます。施行期日は公布の日からといたします。

以上、ご説明を申し上げましたがよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（森山享大議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（森山享大議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（森山享大議員）

ないようですので討論を終わります。

これより、議案第2号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（森山享大議員）

起立全員です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎ 条 例 議 案 の 上 程

○ 議長（森山享大議員）

次に、日程第8、議案第3号「群馬県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（根岸努）

ただいま上程となりました、議案第3号「群馬県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の5ページ、議案第3号でございますが、別冊説明資料の7ページをご覧くださいと思います。

これは本条例に今まで非常勤職員の育児休業についての規定が無かったため、追加するものでございます。また、平成29年3月31日に成立した「雇用保険法等の一部を改正する法律」によって「地方公務員の育児休業等に関する法律」が改正され、非常勤職員が原則1歳までである育児休業を6か月延長しても保育所に入れない場合等に関り、更に6か月の再延長が可能になったため、その規定も合わせて追加するものでございます。

なお保育所等に入れない場合、延長が認められる規定はこれまで運用により認めておりました。主な内容でございますが、第2条3号・4号、第2条の3を追加し非常勤職員の育児休業について規定するもの。第2条の4を追加し地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い2歳まで育児休暇が取得できる対象を規定するもの。第3条にて規定されている育児休業の延長理由である特段の事情について、第6号にて保育所等に入れない場合の規定を追加、第7号にて地方公務員の育児休業等に関する法律改正対応の追加、第8号にて非常勤職員の任期更新に伴う育児休業延長について追加するもの。

第4条及び第10条第7号に保育所等に入れない場合の規定を追加するもの。第17条第2号として部分休業の対象になる非常勤職員の条件を追加するもの。第18条に非常勤職員の部分休業の取扱いについて追加するもの。第19条として条例施行に関し必要な事項は規則で定める旨を追加するもの。以上7点でございます。

施行期日は公布の日からといたします。

以上ご説明といたしますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（森山享大議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（森山享大議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（森山享大議員）

ないようですので討論を終わります。

これより、議案第3号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（森山享大議員）

起立全員です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎条例議案の上程

○ 議長（森山享大議員）

次に、日程第9、議案第4号「群馬県後期高齢者医療広域連合臨時又は非常勤職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（根岸努）

ただいま上程となりました議案第4号「群馬県後期高齢者医療広域連合臨時又は非常勤職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由のご説明を申し上げます。議案書10ページ、議案第4号でございますが、別冊説明資料15ページをご覧ください。

広域連合発足時は非常勤職員として9名の職員体制でスタートしましたが、非常勤職

員の位置づけからの変更があり、その翌年からは地方公務員法第22条第5項の規定による「臨時的任用職員」と、地方公務員法第3条第2項に規定する「非常勤嘱託員」として現在に至っております。本条例は発足当時のままとなっていることから実態に合わせ改めるものです。

また、地方公務員法の改正に伴い参照条文の項番が繰り上がったことから、改正するものです。

主な内容は、条例名を「群馬県後期高齢者医療広域連合臨時又は非常勤職員の給与に関する条例」から「群馬県後期高齢者医療広域連合臨時的任用職員又は非常勤嘱託員の給与に関する条例」に変更し、第1条及び第2条の「臨時」を「臨時的任用職員」に、「非常勤職員」を「非常勤嘱託員」に変更するものでございます。

また、地方公務員法の改正に対応して第1条の「第24条第6項」を「第24条第5項」に変更するものでございます。施行期日は公布の日からいたします。

以上、ご説明を申し上げましたがよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（森山享大議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（森山享大議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（森山享大議員）

ないようですので討論を終わります。

これより、議案第4号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（森山享大議員）

起立全員です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎ 条例議案の上程

○ 議長（森山享大議員）

次に、日程第10、議案第5号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（根岸努）

ただいま上程となりました議案第5号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例について」提案理由のご説明を申し上げます。

議案書11ページ、議案第5号でございますが、別冊説明資料の17ページをご覧くださいと思います。

改正の理由の一点目は、高齢者の医療の確保に関する法律第104条第3項によるものとして、2年を通じ財政の均衡を保つことができる保険料率を平成30年度及び平成31年度について規定し、また、平成30年度税制改正に伴う国民健康保険税の軽減判定基準の見直しに合わせ、後期高齢者医療保険料も同様の見直しを行うこととされたことから所要の改正を行うものです。

もう一点は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律によるものとして、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に合わせ所要の改正を行うものです。主な内容については、高齢者の医療の確保に関する法律第104条第3項によるものとしては次の5点です。

1点目と2点目は、平成30年度及び平成31年度の所得割率を8.60%、被保険者均等割額を4万3,600円とそれぞれ据え置くものでございます。3点目は、保険料の賦課限度額を57万円から62万円とするものでございます。4点目は、所得の少ない被保険者の被保険者均等割額5割軽減を判定する際、被保険者の人数に乗じる金額を27万円から27万5,000円とするものでございます。5点目は、所得の少ない被保険者の被保険者均等割額2割軽減を判定する際、被保険者の人数に乗じる金額を49万円から50万円とするものです。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律によるものとしては、国民健康保険法第116条の2の規定により住所地特例の適用を受けて従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が75歳到達等により後期高齢者医療に加入した場合には、特例を引き継ぎ従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者とするものでございます。施行期日は平成30年4月1日からいたします。

以上ご説明いたしました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（森山享大議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（森山享大議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（森山享大議員）

ないようですので討論を終わります。

これより、議案第5号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（森山享大議員）

起立全員です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎ 条例議案の上程

○ 議長（森山享大議員）

次に日程第11、議案第6号「群馬県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の策定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（根岸努）

ただいま上程されました議案第6号「群馬県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の策定について」提案理由のご説明を申し上げます。議案書13ページをご覧ください。

広域計画につきましては地方自治法第291条の7の規定に基づき作成するもので、平成24年度に策定しました現在の広域計画が平成29年度をもって計画期間満了となります。これに伴いまして、これまでの状況と課題を踏まえ、現在の広域計画の基本方針等を踏襲した内容で、平成30年度からの5年間を計画期間とする第3次広域計画を策定するものでございます。

議案書18ページをご覧ください。4、基本方針でございますが、広域連合は被保険者の心と体の健康、活気ある暮らしの実現を第一に考え後期高齢者医療の現状把握を的確に行い、制度改正等に迅速に対応するとともに高齢者の特徴とニーズに合わせた保健事業等のサービス向上に努めます。また関係市町村と連携を図りながら、後期高齢者医療制度の円滑な事業の実施と効率的かつ安定的な事業執行を目標とすることにより、継続的に高齢者社会に対応できる財政基盤と組織体制を整備・推進します。5、基本施策といたしまして、（1）後期高齢者医療制度の普及啓発と給付の適正化、（2）後期高齢者医療制度事務の効率化、（3）後期高齢者医療の財政の安定化、（4）住民サービスの向上と保健事業の推進、（5）事業評価と組織体制の強化の5つの施策を推進することとしております。6、目標値の設定でございますが、記載の通り8項目の目標値を設定さ

せていただきました。平成２８年度までの現状値を踏まえ基本施策を推進し、その目標値を目指して事務の遂行に努めてまいります。以上、ご説明を申し上げましたがよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（森山享大議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（森山享大議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（森山享大議員）

ないようですので討論を終わります。

これより、議案第６号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（森山享大議員）

起立全員です。よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

◎補正予算議案の上程

○ 議長（森山享大議員）

次に、日程第１２、議案第７号「平成２９年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）」及び日程第１３、議案第８号「平成２９年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）」以上２件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（清水聖義）

ただいま一括上程となりました、議案第７号「平成２９年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）」及び議案第８号「平成２９年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）」の２議案について、提案理由の説明を申し上げます。お手元の議案書２５ページでございます。

まず、議案第７号でございますが、平成２９年度歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１４万１千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９，１４３万６

千円といたしたいというものでございます。

次に39ページをご覧ください。議案第8号でございますが、平成29年度歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億3,578万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,298億9,245万5千円といたしたいというものでございます。詳細につきましては事務局が説明をいたしますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（森山享大議員）

事務局長。

○ 事務局長（根岸努）

始めに議案第7号「平成29年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。お手元の議案書26ページと27ページになりますが「第1表歳入歳出予算補正」をご覧くださいと思います。

平成29年度、歳入歳出予算の総額9,157万7千円から歳入歳出それぞれ14万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,143万6千円とするものでございます。

それでは予算の補正内容につきまして「事項別明細書」によりご説明申し上げます。32ページと33ページをご覧くださいと思います。歳入の主なものについて、ご説明いたします。1款1項1目の「市町村負担金」は規約に基づく市町村負担金の事務費負担金で、決算見込みにより29万2千円を減額するものでございます。

3款2項1目「基金繰入金」は、臨時的経費であります財務会計システム更新の財源でございましたが、その契約が予算に比べ低廉となりましたので、実績に基づきまして37万8千円を減額するものでございます。5款1項1目の「預金利子」は、歳計現金に係る金融機関等への預金利子でございますが、資金運用等によりまして58万3千円を追加するものでございます。歳入につきましては以上でございます。

続きまして34ページ、35ページをご覧くださいと思います。主な歳出についてご説明申し上げます。まず2款1項1目の「一般管理費」の20万2千円を追加、2目の「企画費」の16万7千円の減額、3目の会計管理費の17万2千円の減額ですが、事務局運営に係る経費の決算見込みによるものでございます。

3款1項1目の「財政調整基金積立金」ですが、財政調整基金に係る預金利子を積み立てるものでございます。一般会計補正予算につきましては以上でございます。

続きまして、議案第8号「平成29年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。お手元の議案書、40ページ、41ページの「第1表歳入歳出予算補正」をご覧くださいと思います。平成29年度歳入歳出予算の総額2,292億5,667万3千円に歳入歳出それぞれ6億3,

578万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,298億9,245万5千円とするものでございます。

それでは補正内容につきまして、「事項別明細書」によりご説明申し上げます。46ページ、47ページをご覧いただきたいと思います。

はじめに主な歳入をご説明申し上げます。1款の「市町村支出金」ですが、1項1目の「事務費負担金」では広域連合規約に定める共通経費を構成市町村からご負担いただくものですが、歳出のうち「一般管理費」などの事務費の節減等によりまして5,146万1千円を減額するものでございます。

次に2目の「保険料等負担金」ですが、説明欄の保険料等負担金は市町村が徴収した保険料ですが、実績の見込みによりまして6,782万9千円を追加、その下の保険基盤安定負担金につきましては所得の低い被保険者等の保険料を減額するための負担金でございしますが、決算見込みによりまして3,930万9千円を減額するものでございます。

続きまして2款の「国庫支出金」ですが、歳出の「保険給付費」の見込みによりまして1項1目の「療養給付費負担金」は1億6,914万4千円の追加、2目の「高額医療費負担金」を3,220万9千円追加するものでございます。2項1目の「調整交付金」では3億4,219万円を追加いたします。この内訳ですが、説明欄に記載しましたとおり、普通調整交付金の決算見込みにより2億1,968万8千円を、特別調整交付金は制度事業費補助金からの組替等によりまして1億2,250万2千円を追加するものでございます。2目の「事業費補助金」は先ほどご説明いたしましたとおり「特別調整交付金」への組替等によりまして1億2,341万4千円を減額するものでございます。4目の「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」ですが、国の内示を受けまして3,560万4千円を追加するものでございます。

続きまして3款「県支出金」ですが48ページ、49ページをご覧いただきたいと思います。歳出「保険給付費」の決算見込みによりまして、1項1目の「療養給付費負担金」を5,638万1千円追加し、2目の「高額医療費負担金」を3,220万9千円追加するものでございます。

続きまして4款の「支払基金交付金」ですが、歳出の「保険給付費」の決算見込みによりまして2億9,225万9千円を追加するものでございます。

続きまして5款の「特別高額医療費共同事業交付金」ですが、1件400万円を超える著しく高額な医療費について、国民健康保険中央会が各広域連合からの拠出により交付する共同事業からの交付金ですが、決算見込みによりまして1,540万円を追加するものでございます。

続きまして6款1項1目の「利子及び配当金」ですが、医療給付費等準備基金に係る

預金利子の決算見込みによりまして、31万4千円を追加するものでございます。

続きまして7款1項1目の後期高齢者医療給付費等準備基金繰入金は、歳出の保険給付費に対する財源として繰り入れるもので、1億8,568万6千円を減額するものでございます。

続きまして10款2項3目の「返納金」ですが、これは群馬循環器病院からの返納金に分納途中でございましたが、今回、民事再生手続きが開始されたことから900万円の減額となっております。歳入につきましては以上でございます。

続きまして52ページ、53ページをご覧いただきたいと思います。主な歳出をご説明申し上げます。まず1款1項1目の「一般管理費」ですが、特別会計の運営に係る一般管理的な経費を5,247万1千円減額するものでございます。

主な内訳といたしましては、実績を踏まえまして、印刷製本費の減、通信運搬費の増、各種委託料等の減、市町村職員人件費負担金の減、等によるものでございます。

次に2款の「保険給付費」ですが、これまでの給付実績等を見込みまして、1項1目の療養給付費では15億8千万円を、2目の訪問看護療養費では1,940万円の追加となっております。2項の高額療養諸費については9億円の減額、3項のその他医療給付費は葬祭費として3,900万円の追加となっております。なお、2項1目の高額療養費は国による自己負担限度額見直しによる影響が主なものでございます。

続きまして54ページ、55ページをご覧いただきたいと思います。4款1項1目の「特別高額医療費共同事業拠出金」は、歳入でご説明いたしましたが国民健康保険中央会が交付する共同事業への拠出金で、666万円を追加するものでございます。

5款1項1目の健康診査費では、市町村での健診受診者数の実績と見込みによりまして7,416万1千円を減額するものでございます。2目の「その他、健康保持増進費」、3目「歯科健康診査費」はそれぞれ実績を見込み、2目の「その他、健康保持増進費」は320万円を減額、3目「歯科健康診査費」は926万7千円を追加するものでございます。6款1項1目の医療給付費等準備基金積立金は歳入でご説明しましたが、基金、預金利子の決算見込みによりまして、31万4千円を追加するものでございます。

続きまして56ページ、57ページをご覧いただきたいと思います。8款1項の「償還金及び還付加算金」は、国のシステムの保険料軽減判定誤りに伴う還付金及び還付加算金等となっており、1,097万8千円を追加するものでございます。以上ご説明いたしますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（森山享大議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（森山享大議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（森山享大議員）

ないようですので討論を終わります。

これより、採決を行います。はじめに、議案第7号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（森山享大議員）

起立全員です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（森山享大議員）

起立全員です。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎予算議案の上程

○ 議長（森山享大議員）

次に日程第14、議案第9号「平成30年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び日程第15、議案第10号「平成30年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」、以上2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（清水聖義）

ただいま一括上程となりました議案第9号「平成30年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び議案第10号「平成30年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」の2議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。お手元の議案書61ページでございます。

まず議案第9号「平成30年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございますが、第1条は歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1億4,418万6千円と定めるものでございます。第2条は一時借入金の借入れの最高限度額を1,000万円と定めるものでございます。一般会計では、主に議会や事務局運営に係る予算を計上してありますが、歳入の中心が構成市町村からの負担金でございますので市町村の負担

を考慮し極力経費の節減に努めるなど費用対効果を踏まえた予算を編成いたしました。

次に議案書 81 ページをご覧ください。議案第 10 号「平成 30 年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」でございます。

第 1 条は歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、2,308 億 9,330 万 2 千円と定めるものでございます。第 2 条は一時借入金の借入れの最高限度額を 100 億円と定めるものでございます。

この特別会計は、後期高齢者医療制度の運営に係る予算を一般会計とは区別して設けているものでございます。歳入では市町村、国、県からの公費負担である支出金が歳入の約 5 割を占め、若年層からの支援金である支払基金交付金が約 4 割、市町村支出金に含まれていますが、被保険者からの保険料が約 1 割となっております。歳出は医療機関への保険給付費が主なものでございます。

詳細につきましては事務局が説明をいたしますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（森山享大議員）

事務局長。

○ 事務局長（根岸努）

始めに議案第 9 号「平成 30 年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてご説明申し上げます。お手元の議案書の 62 ページ、及び 63 ページをご覧くださいと思います。

第 1 表歳入歳出予算ですが、平成 30 年度一般会計の歳入歳出予算の総額はそれぞれ 1 億 4,418 万 6 千円でございます。

それでは事項別明細書により、主な内容についてご説明申し上げます。まず歳入ですが、68 ページ、69 ページをご覧くださいと思います。1 款の「分担金及び負担金」は規約に基づく市町村負担金の事務費分で 7,938 万円でございます。3 款 2 項 1 目の「基金繰入金」は、平成 30 年度に特別会計において実施する電算処理システムの機器更改に係る費用について、各市町村の事務費の負担金に大きく影響することのないよう、一般会計において財政調整基金からの繰り入れを行い、特別会計に繰り出しを行うものが主なもので、総額で 6,157 万 7 千円の計上でございます。

続きまして歳出ですが、72 ページ、73 ページをご覧くださいと思います。1 款の「議会費」は 77 万 3 千円ですが、19 名の議員報酬、費用弁償及び議会開催時の会場使用料等でございます。

次に 2 款 1 項 1 目の「一般管理費」ですが、広域連合を運営するための一般管理的な経費としたしまして 7,579 万 5 千円を計上しております。主な内訳ですが、説明欄に記載してございます 13 節委託料の 327 万 7 千円は、財務会計システムの経費をは

じめ、庁内ネットワークシステム、運用等に係る経費が主なものでございます。

また、14節建物賃借料の964万2千円ですが、広域連合事務局の事務室賃借料と職員宿舍の経費でございます。

続きまして74ページ、75ページをご覧いただきたいと思います。上段の19節、市町村負担金の5,720万円ですが、市町村職員人件費7名分の負担金でございます。

なお、事務局内の組織を見直しまして、人員は26名体制のままで変更は有りませんが、一般会計の人員を平成29年度の全体8名から1名を減員し、平成30年度から、7名体制とし、この減員の1名分は特別会計の人員を1名増員します。

特別会計の人員は、平成29年度の18名から平成30年度は19名体制とし、新たに保健事業課を新設いたします。その他、企画費、会計管理費、公平委員会費、2項の選挙管理委員会費、及び3項の監査委員費など、所要額を計上しております。

続きまして、76ページ、77ページをご覧いただきたいと思います。ページ中ほどの5款の諸支出金ですが、歳入の「基金繰入金」でご説明いたしました電算処理システムの機器更改に係る費用の特別会計への繰入金6,050万円でございます。下段になりますが、6款「予備費」は前年度同額の500万円を計上しております。一般会計につきましては以上でございます。

続きまして、議案第10号「平成30年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」についてご説明申し上げます。82ページ、83ページをご覧いただきたいと思います。第1表歳入歳出予算でございます。平成30年度特別会計の歳入歳出予算の総額はそれぞれ2,308億9,330万2千円でございます。

それでは事項別明細書により、主な内容についてご説明申し上げます。始めに歳入ですが、88ページ、89ページをご覧いただきたいと思います。1款「市町村支出金」ですが、1項1目の「事務費負担金」は7億7,786万8千円で、特別会計における市町村負担金の事務費分でございます。2目の「保険料等負担金」ですが、221億4,526万1千円は、説明欄に記載の保険料171億179万1千円のほか、所得の低い者の保険料の減額賦課に係る保険基盤安定負担金の市町村負担金であります50億4,347万円を計上しております。3目の「療養給付費負担金」ですが、180億5,255万7千円は、療養給付に要する費用等の12分の1を市町村において負担するものでございます。

続きまして2款「国庫支出金」ですが、1項1目の「療養給付費負担金」は541億5,766万9千円で療養給付費等の12分の3を国において負担するものでございます。2目の「高額医療費負担金」は8億9,136万4千円で、被保険者が受けた療養に係る費用等の80万円を超える額のうち一定額を国において負担するものでございます。次に2項1目の「調整交付金」ですが、196億8,561万2千円で広域連合間

における財政力の不均衡などを調整するための交付金でございます。次に2目の「後期高齢者医療制度事業費補助金」の2億2,774万9千円ですが、広域連合が実施する健康診査事業等に対する補助金でございます。

続きまして90ページ、91ページをご覧いただきたいと思います。4目の「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」の9億3,040万1千円ですが、これは所得の低い被保険者等の保険料を減額するための財源として交付されるものでございます。

続きまして3款の県支出金ですが、1項1目の療養給付費負担金180億5,255万7千円は療養給付費等の12分の1を県において負担するものでございます。

2目の「高額医療費負担金」は8億9,136万4千円で、被保険者が受けた療養に係る費用等の80万円を超える額のうち、一定額を県において負担するものでございます。

次に4款の「支払基金交付金」ですが、931億6,253万1千円は社会保険診療報酬支払基金が、各保険者から徴収する若年層からの支援金を、後期高齢者交付金として広域連合に交付するものでございます。5款「特別高額医療費共同事業交付金」の5,110万円は1件当たり400万円を超える著しく高額な医療費について国民健康保険中央会が各広域連合からの拠出により交付を行う共同事業からの交付金でございます。

続きまして92ページ、93ページをご覧いただきたいと思います。7款「繰入金」ですが、1項1目の「後期高齢者医療給付費等準備基金繰入金」の14億3,333万2千円ですが、年度間の財源調整と医療制度の円滑な運営を図るために設置した基金からの繰入金になりますが、平成30年度、31年度の保険料の上昇抑制のために不足する保険料相当分を取り崩し補填するものでございます。

2項1目の「一般会計繰入金」ですが、一般会計の説明でも申し上げました電算処理システムの機器更改に係る費用について一般会計より繰入をするもので、6,050万円となっております。次に8款1項1目の繰越金ですが1億円を見込んでおります。

続きまして94ページ、95ページをご覧いただきたいと思います。10款2項2目の「第三者納付金」ですが、2億7,000万1千円は交通事故などの傷病等について、加害者等から納付されるものでございます。次に3目の「返納金」の200万1千円ですが、診療報酬の返還分でございます。歳入につきましては以上でございます。

続きまして96ページ、97ページをご覧いただきたいと思います。主な歳出をご説明申し上げます。まず1款1項1目の「一般管理費」ですが、特別会計の運営に係る委託料、職員人件費負担金など、一般管理的経費の9億4,592万7千円を計上しております。主な内容といたしましては説明欄にございますが、12節の通信運搬費の9,077万3千円は医療費のお知らせ、支給決定通知及び、ジェネリック医薬品の差額通知のほか、電算システムの回線利用料等に係る経費でございます。なお平成30年度は制度

見直しの周知に係るリーフレットの発送経費が臨時的な経費として計上されております。13節の委託料5億8,203万9千円は、被保険者証等の作成、レセプト点検等の経費のほか、平成30年度に実施する電算処理システムの機器更改に係る経費でございます。19節の市町村負担金1億2,510万円は特別会計に係る職員人件費、19名分の負担金でございます。

次に2款の「保険給付費」ですが、2,285億2,015万1千円は被保険者の療養の給付に要する費用等のほか、98ページになりますが高額療養費や葬祭費等でございます。次に3款「財政安定化基金拠出金」の9,314万9千円ですが、保険料の未納や給付の増加による財政への影響に対処するため、国・県・広域連合がそれぞれ3分の1を拠出し県に基金を設置するものですが、その広域連合分の負担分でございます。

次に4款の「特別高額医療費共同事業拠出金」の8,204万5千円ですが、400万円を超える高額な医療費について、国民健康保険中央会が各広域連合からの拠出により交付を行う共同事業への拠出金でございます。

続きまして5款の「保健事業費」ですが、1項1目「健康診査費」の9億7,385万9千円は市町村に委託して実施する健康診査事業に係る委託料でございます。

次に2目の「その他健康保持増進費」ですが、1億974万7千円は重複頻回受診者への訪問指導、市町村の実施する人間ドック助成事業等に係る経費でございます。

続きまして100ページ、101ページをご覧いただきたいと思います。3目の「歯科健康診査費」ですが、2,602万4千円は歯科健康診査事業の委託等に係る経費でございます。次に8款1項1目の「保険料還付金」ですが、3,000万円は各市町村において過年度に納付された保険料の還付が発生した場合の還付金でございます。

次に9款「予備費」の1億円ですが、保険料の対象経費等における不測の支出に備え計上したものでございます。以上、ご説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（森山享大議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（森山享大議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（森山享大議員）

ないようですので、討論を終わります。

これより、採決を行います。はじめに、議案第9号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長（森山享大議員）

起立全員です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長（森山享大議員）

起立全員です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎権利の放棄についての議案の上程

○ 議長（森山享大議員）

次に、日程第16、議案第11号「権利の放棄について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（根岸努）

議案第11号「権利の放棄について」ご説明申し上げます。104ページをご覧ください。本件は権利の放棄につきまして地方自治法第96条第1項第10号により議会の議決を求めるものでございます。

放棄する権利の内容でありますが、診療報酬返還金のうち本広域連合が平成28年4月1日伊勢崎市及び太田市から継承した、医療法人社団三峰病院による診療報酬の不正請求に基づく診療報酬の返還を求める権利を放棄しようとするものです。権利の相手方は記載のとおり医療法人社団三峰病院と元理事長となっております。放棄する金額は、2億5,431万8,846円でございます。

事案の概要と権利を放棄する理由でありますが、記載のとおり債務者は無資力又はこれに近い状態で、資力回復は困難で今後の徴収が見込めないことから権利を放棄しようとするものでございます。以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（森山享大議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（森山享大議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（森山享大議員）

ないようですので討論を終わります。

これより、議案第 11 号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（森山享大議員）

起立全員です。よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

◎権利の放棄についての議案の上程

○ 議長（森山享大議員）

次に、本日追加提出となりました日程第 17、議案第 12 号「権利の放棄について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（根岸努）

本日追加提出となりました議案第 12 号「権利の放棄について」ご説明申し上げます。本日配付いたしました第 2 次送付分の議案をご覧ください。

本件は、権利の放棄につきまして地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号により議会の議決を求めるものでございます。放棄する権利の内容でございますが、平成 29 年 6 月 29 日に再生手続き開始が決定された再生手続き開始申立事件、「前橋地方裁判所平成 29 年（再）第 1 号」において、本件事件に係る再生計画の認可の決定が確定することを条件として、医療法人群馬循環器病院に対し有する診療報酬の返還を求める権利でございます。権利の相手方でございますが、記載のとおり医療法人群馬循環器病院となっております。放棄する債権額ですが、2 億 5,030 万 5,755 円でございます。権利を放棄する理由でございますが、医療法人群馬循環器病院は、人口が集中する前橋・高崎地区の地域医療の一翼を担っており、救急告示医療機関の認定を受けていることから、病院の存続は広く地域住民の福祉に供すると考えられます。再生計画案は実績のあるスポンサーからの支援を受ける内容で実効性が期待できることから、本件事件に係る再生計画に賛成するため、計画に記載されたとおりの権利を放棄するものでございます。

なお、今回提示されております再生計画案には、債権額が未確定な部分を含んでおり、放棄する債権額と最終的な確定額との差異が生じる可能性があります。その場合には、

改めてその差額についてご審議いただくことになりますので、ご承知おきください。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（森山享大議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（森山享大議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（森山享大議員）

ないようですので討論を終わります。

これより、議案第12号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（森山享大議員）

起立全員です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○ 議長（森山享大議員）

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

◎閉 会

○ 議長（森山享大議員）

これをもちまして、平成30年群馬県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を閉会いたします。

午後4時36分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年2月13日

群馬県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 森 山 享 大

議 員 星 野 稔

議 員 河 野 哲 雄

参 考 資 料

議案等審議結果一覧表

【会期 平成30年2月13日（火） 1日】

事件番号	件 名	審議結果
同 意 第 1 号	監査委員の選任について	同 意 青柳 隆
同 意 第 2 号	公平委員会の委員の選任について	同 意 山田謙治
議 案 第 1 号	群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例について	可 決
議 案 第 2 号	群馬県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について	可 決
議 案 第 3 号	群馬県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	可 決
議 案 第 4 号	群馬県後期高齢者医療広域連合臨時又は非常勤職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	可 決
議 案 第 5 号	群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例について	可 決
議 案 第 6 号	群馬県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の策定について	可 決
議 案 第 7 号	平成29年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）	可 決
議 案 第 8 号	平成29年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	可 決
議 案 第 9 号	平成30年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	可 決
議 案 第 10 号	平成30年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	可 決
議 案 第 11 号	権利の放棄について	可 決
議 案 第 12 号	権利の放棄について	可 決

